

# 土地改良事業計画設計基準及び運用・解説

設 計

「頭 首 工」

基準

基準の運用

基準及び運用の解説

---

付録 技術書

令和6年3月



5 農振第 3221 号  
令和 6 年 3 月 29 日



各 地 方 農 政 局 長 殿

内閣府沖縄総合事務局長 殿

国土交通省北海道開発局長 殿

農林水産事務次官

土地改良事業計画設計基準・設計「頭首工」の一部改正について

国営土地改良事業の工事の設計及び施工の基準に関する訓令（昭和 44 年農林省訓令第 26 号）第 4 条の規定に基づき、国営土地改良事業の実施に当たり頭首工の設計を行う際に遵守すべき基本的事項を定めた、土地改良事業計画設計基準・設計「頭首工」（平成 7 年 7 月 7 日付け 7 構改 D 第 414 号農林水産事務次官依命通達）の一部が別紙新旧対照表のとおり改定されたので、事業の実施に当たっては遺漏のないようにされたい。

以上、命により通知する。

5 農振第 3144 号  
令和 6 年 3 月 29 日



各 地 方 農 政 局 長 殿

内閣府沖縄総合事務局長 殿

国土交通省北海道開発局長 殿

農林水産省農村振興局長

土地改良事業計画設計基準・設計「頭首工」の運用について

「土地改良事業計画設計基準・設計「頭首工」（令和 5 年 3 月 29 日付け 5 農振第 3221 号農林水産事務次官通知）」の遵守すべき具体的な運用について別添のとおり定めたので、国営土地改良事業の実施に当たっては遺漏のないようにされたい。

これに伴い、「土地改良事業計画設計基準・設計「頭首工」の運用について（平成 20 年 3 月 25 日付け 19 農振第 1934 号農林水産省農村振興局長通知）」は廃止する。

5 農振第 3174 号  
令和 6 年 3 月 29 日



各 地 方 農 政 局 農 村 振 興 部 長 殿

内閣府沖繩総合事務局農林水産部長 殿

国土交通省北海道開発局農業水産部長 殿

農林水産省農村振興局整備部設計課長

土地改良事業計画設計基準・設計「頭首工」の基準及び運用の解説、  
技術書について

「土地改良事業計画設計基準・設計「頭首工」（令和 5 年 3 月 29 日付け 5 農振第 3221 号農林水産事務次官通知）」及び「土地改良事業計画設計基準・設計「頭首工」の運用について（令和 5 年 3 月 29 日付け 5 農振第 3144 号農林水産省農村振興局長通知）」が制定されたことに伴い、土地改良事業計画設計基準・設計「頭首工」の基準及び運用の解説、技術書について別添のとおり作成したので、国営土地改良事業の実施に当たって参考とされたい。

これに伴い、土地改良事業計画設計基準・設計「頭首工」の基準及び運用の解説、技術書について（平成 20 年 3 月 25 日付け 19 農振第 1935 号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知）は廃止する。